

急病時あんしん預かり保育の開始

1 要旨

静岡市では、働きながら安心して子育てできる環境を整える取組みを進めています。

体調不良でこども園等に預けられないお子さんを、仕事などの理由により面倒を見ることができない保護者の方のために、「病児・病後児保育室」を 2008 年に葵区、2013 年に清水区、2016 年に駿河区に設置し、2024 年度は 3 施設で 1,006 人のお子さんにご利用いただきました。

これまでの施設では、利用にあたり保護者の方に、事前に病院への受診や「病児・病後児保育室」への送迎を行っていただく必要がありました。そのため、保護者の方はその間、職場を離れるなどの対応が必要となっていました。

お子さんがこども園等へ登園した後の体調不良時に、どうしても仕事を抜けられないなど、緊急の対応が困難な保護者の方もいます。

そのため、保護者の方に代わって病児・病後児保育室の看護師が、園までお子さんを迎えに行き、医療機関での診察に付き添い、病児・病後児保育室で預かる「急病時あんしん預かり保育」を、新たに開始することとしました。

急病時あんしん預かり保育を利用するための事前登録を、6 月 20 日（金）から受け付け、7 月 1 日（火）から預かり保育を開始します。

2 急病時あんしん預かり保育の内容

(1) 実施施設

急病時あんしん預かり保育を行う新たな病児・病後児保育室『なでしこ』を設置します。『なでしこ』では、通常の病児・病後児保育も実施します。

- ① 名 称 : 病児・病後児保育室『なでしこ』
- ② 設置場所 : 静岡済生会総合病院 共同利用型院内保育所 なでしこ保育園内
静岡市駿河区小鹿一丁目
- ③ スタッフ : 3 人（保育士 1 人、看護師 2 人）
- ④ 開設時間 : 土日祝日及び年末年始を除く 平日 8 時 30 分から 17 時まで
- ⑤ 定 員 : 3 人
- ⑥ 協力医療機関：静岡済生会総合病院



【次頁あり】

(2) お預かりできるお子さん

次のア～ウのすべてに該当すること

ア 登園先で体調不良となり、集団保育が困難となったお子さんで、医師の診察により『なでしこ』での保育が可能と判断されたお子さんであること

イ 静岡市駿河区区内で、『なでしこ』から片道 5 km 程度のこども園・保育園等に通う生後 56 日から就学前までのお子さんであること

ウ 事前登録をしていること

3 急病時あんしん預かり保育利用の流れ

(1) 事前登録

登録申込

保護者の方は、市ホームページから、事前登録をします。

(2) 預かり利用希望当日

体調不良の連絡

保護者の方は、登園先から体調不良の連絡があったら、登園先に『なでしこ』を利用することを伝えます。

電話申込

登園先から『なでしこ』へ電話で利用申込みをします。『なでしこ』のスタッフが登園先の保育士からお子さんの症状を聞き取り、預かり可能か判断します。

園へお迎え

『なでしこ』の看護師が、タクシーで、お子さんを登園先へお迎えにいきます。

診察

お子さんは、『なでしこ』の看護師の付き添いのもと、静岡済生会総合病院で医師の診察を受けます。医師に預かり保育は困難と判断された場合（麻疹・水痘・ノロウイルス等の感染症など）には、一時的に『なでしこ』にて待機し、保護者の方にすぐにお迎えをお願いします。

病児・病後児保育室でお預かり

お迎え・支払い

保護者の方は、お子さんのお迎え前に、静岡済生会総合病院にて診察料をお支払いいただきます。その後、『なでしこ』で病児・病後児保育室利用料をお支払いいただきます。

【次頁あり】

(3) 利用料金

① 利用料（日）

※通常の病児・病後児保育の利用料と同額です。

所得税課税世帯：1,800 円

所得税非課税世帯：800 円

生活保護世帯・市民税非課税世帯：無料

② 医療機関診察料

1 歳の誕生日末日までのお子さん：0 円

1 歳から就学前までのお子さん：500 円

③ 移動にかかるタクシー料金：利用者負担なし

4 今後のスケジュール

6 月 20 日（金） 事前利用登録の受付開始

市ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8493/s013039.html>

7 月 1 日（火） 急病時あんしん預かり保育の開始

5 参考：なでしこ以外の病児・病後児保育室

保護者による病院への受診及び病児・病後児保育室への送迎を必要とします。

(1) 実施施設と定員

① 輝き（葵区東草深町） 定員 4 人

② こうのとりの（駿河区高松） 定員 3 人

③ にじいろ（清水区天神一丁目） 定員 3 人

(2) 利用時間

8 時から 17 時 30 分（土日祝を除く）

※『輝き』は、8 時 30 分から 17 時

(3) 対象

保護者が就労等の理由で養育が困難な場合であって、静岡市内に居住または市内のこども園・保育園等に通っているお子さんで、生後 56 日を経過した日から満 12 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日までの間の子が対象です。

(4) 利用料金

① 利用料（日）

所得税課税世帯：1,800 円

所得税非課税世帯：800 円

生活保護世帯・市民税非課税世帯：無料

② 医療機関診察料

1 歳の誕生日末日までのお子さん：0 円

1 歳から満 12 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日までのお子さん：500 円

こども未来局 こども園運営課（054-221-1094）